

「地下水がよみがえった！」

「保内町水を守る会」の運動実る

さる5月20日、伊方町の隣の保内町で「保内町水を守る会」主催の講演会が開かれた。その席上、保内町の井戸水中の塩分の調査を13年間にわたって続けてきた愛媛大学工学部の岸洋介助教授は「昨年からは海岸線近くの地下水まで塩分がみられなくなった」と発表した。

保内町では10年以上も前から、地下水の汲み上げ量が増加するにつれて、海水が流入し、井戸水の塩分が増加するきざしを見せていた。ところが四国電力は、1970年、保内町に働きかけ、伊方原発用水を保内町から送る計画を発表した。

これを知った町民は、矢野浜吉さん(現八西連絡協事務局)らが中心になって「水を守る会」を結成し、「保内町には原発にやるほど水は余っていない」と送水反対に立上った。そして岸助教授ら愛媛大学の研究者の協力を得て、町内57ヶ所の井戸水の調査を始めた。その結果、海岸から700メートル上流でも、219ppmの塩分が混入していることや、揚水限界量は1日16000トン(使用量は当時で18000トン)であることをつきとめた。

この調査結果をもとに、町内有権者の半数以上4368人の署名をそえた陳情書を科学技術庁に提出した。その結果、一たん伊方原発設置許可を認めていた国も、四電から、保内町からの取水計画を海水淡水化計画に変更する届を出させるといふ、後にも先にも例のない措置を取らざるを得なかったのである。

初期の目的を達成した「水を守る会」は、講演会を最後に活動の幕を閉じたが、矢野さんは「これからは伊方原発に反対する会として町民の中で活動を続けていきたい」と話している。

夏のカンパのお願い

国の内外での原発の「落ち目」を背景に、1号炉でも2号炉でも、国のでたらめさと無責任ぶりを暴きつつ、裁判所を問いつめて健闘する原告団や弁護団を支援しましょう。毎度のことですが、特別カンパや会費・紙代の前納など、やりくりの中から支援をお寄せ下さいますように。(久米)

会計報告(83.5/10~6/2)

収 入	
会 費	47,000
カンパ	20,000
準備書面売上金	10,000
コピー代金	87,800
計	164,800
支 出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	370
郵送料	10,440
ゼロックスリース代	14,300
弁護団高松高裁行援助	80,000
計	130,110
差引	34,690
積立金合計	77,115

伊方訴訟ニュース

第118号

1983年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先: ☎530 大阪市北区西天満4-9-15 第1神明ビル 藤田法律事務所内 ☎ 06-363-2112. 口座 大阪 48780)

控 訴 審

最高裁特別抗告を却下

宮本勝美裁判長らの忌避申立却下確定

高松高裁の忌避申立却下の決定に対し、原告住民側は3月29日付で最高裁に特別抗告を申立てていたが、最高裁第二小法廷は、5月27日付でその申立てを却下し、「決定」(次頁参照)を弁護団あて送付してきた。却下の理由は、予想されていたように、高松高裁の決定を憲法違反だとする原告らの申立ては不適法であるから、と、そっけないものである。

最高裁の決定によって、裁判所の不公正で横暴な決定も、訴訟指揮の範囲内のこととして認められるという事例を、さらに追加することとなり、宮本裁判長ら三人の裁判官の「暴力結審」が、最終的に正当化されることになった。

弁護団としては、裁判所に対する最後の働きかけとして、宮本裁判長らに対し、審理を再開するよう要求する準備を進めている。

2号炉第16回公判

やる気を示す新裁判長

しぶる被告国側に釈明を促す

三ヶ月半ぶりの公判。その間に、高松高裁での1号炉控訴審では「暴力結審」が強行され、また松山地裁では、2号炉訴訟担当の渡辺裁判長が転出し、横浜から着任の山下和明裁判官に交替。それで、山下新裁判長がどのような訴訟指揮をするか、ということが注目されていた。

定刻の午前10時すぎに開廷。原告席には日焼けした13の顔が、被告席をにらみつけるようにして並ぶ。いつものように、一日の

仕事を休んでの出席。対する被告席には、エースの川勝検事の姿は無く、ほとんどが、ただ座っているだけの10名の国側代理人が着席。傍聴席は、東京からかけつけた支援する会のメンバーも含め、ほぼ満席。関心の高さを反映してか、記者席も満席。

冒頭に山下新裁判長から、裁判所の構成が変わったので弁論を更新したいが、従来の通りでよろしいか、という旨の絞切り型の発言。(2頁右5行目に続く)

# 決定

愛媛県西宇和郡伊方町九町一番耕地

一七四八番地

抗告人 川口寛之

外二五名

右六名代理人弁護士 新谷勇人

外二六名

右抗告人らは、高松高等裁判所昭和五八年行(タ)第一号裁判官忌避申立事件につき、同裁判所が昭和五八年三月二二日にした忌避申立却下の決定に対し、抗告の申立をしたので、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

## 主文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

## 理由

民事事件について最高裁判所に特に抗告をすることが許されるのは、民訴法四一九条ノ二所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合にあたらなると認められるから、本件抗告を不相当として却下し、抗告費用は抗告人らに負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和五八年五月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	牧	圭	次
裁判官	木	下	忠
裁判官	監	野	宜
裁判官	宮	崎	梧
裁判官	大	橋	進

編集部注：民訴法419条の2「不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及ビ命令ニ対シテハソノ裁判ニ憲法ノ解釈ノ誤アルコトソノ他憲法ノ違背アルコトヲ理由トスル時ニ限り最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ為スコトヲ得」

(1頁から続く)

すかさず原告の広野さんが発言を求めて立つ。裁判長は、「発言はよろしいが、あまり人数が多いと……」と規制しようとする。それにかまわず、広野さんはじめ7名の原告がつぎつぎに立ち、思いを込めて裁判所に対する要望をのべる。その気迫に打たれたのか、裁判長もそれ以上制止することもなく、原告らの発言に「ふん、ふん」と合の手を入れたり、時には、発言の主旨を確かめるために質問もさしはさむ。

広野 渡辺前裁判長は「どしどし釈明してほしい」と云われたが、被告側は「必要ないから答えない」と応じようとしぬ。

国の内外でつぎつぎに起こっている出来事は、どれもこの裁判と関係あることばかりである。アメリカで、ここ10年の間に100基の原発がキャンセルになったこと、スリーマイル島の周辺で白血病などが多発していること、伊方原発の周辺で魚が大量化したことなど。

伊方原発に不安を持つ地元民として、これまで裁判と取り組んできた。裁判所は、もっと公正にやっていただきたい。

奥本 どもりだから聞きとりがにくいと思うが聞いてほしい。「怖いものだよ原発は。一発でおしまい」という本を読んだが、その通りだと思う。どうか、真実と常識のある裁判をやって下さい。

浪下 3号炉の公開ヒアリングの前に、福田町長は「伊方原発では事故はありません」

と云っていたが、実際には15回もあった。また四電も説明会で「安全で、平和利用で、石油危機に備える」などと、うまいことばかり云っていた。しかし実際はどうだったか。警察のデッチ上げ情報で警戒体制を敷き、発言も賛成派ばかりという茶番劇しか、ようやらんかったのではないか。

裁判長 3号炉の公開ヒアリングのことですか。

浪下 そうです。

平井 伊方原発の危険性は、スリーマイル島原発事故で、事実で実証された。どうか、審理をつくし、公正にやってほしい。

近藤 被告は、前回に出した「意見書」の中で、「原告は書面を出す気はない」と云っているが、その言葉は、そのまま被告に返したい。これまでの被告の書面は、全部合わせても薄っぺらなもので、その内容も四電の申請書の文章を、語尾だけ変えて並べたようなものである。その上、私たちの釈明には、具体的に答えようとしぬ。情報を与えないことで優位を保とうとしている、としか思えない。

先日報道された敦賀原発事故の不起訴問題では、福井地検は「法的不備のために起訴できなかった」と語っていた。被告は、仮説、期待、希望で安全審査をデッチ上げている。そのことを、これから明らかにしていくつもりなので、裁判長もよく見ていてほしい。

斎間 この裁判も、住民が伊方原発に不安を持っているからこそ起こした、ということを理解してほしい。先日の「住民の不安を考慮する必要はない」とのアメリカの最高裁の決定を聞いて、福田町長さえ怒っていたと報道されている。

裁判長 推進派でも怒っていたということですか。

斎間 そうです。また、あれほど強引にやった3号炉の建設が、電力の需要が減ったために1年半も遅らされることになった。

次に裁判の進行について。被告は、答弁書を出してから一連の準備書面を出し終るまでに4年もかかっており、どちらが裁判をのぼしてきたか明らか。たとえば、「空気系」について字句のことを尋ねたが、この場では被告席の誰も答えられず、次回まで待って「字句は違うけれど同じ」という答が、やっとなってくるという始末。

また、不平等ということについても考慮してほしい。私たちは仕事を休んでここに来ているのに、被告席のあの人たちは仕事でやってきている。それから、原告の中には、耳や目の不自由な障害者も居ることを知ってほしい。さっきも入廷の際トラブルがあった。

裁判長 その点は十分注意してやりたいが、忘れていたらそちらから注意してほしい。

斎間 被告は「原告らは書面も書かずに」と云うが、書こうとしても分らないから尋ねている。たとえば、原子炉規制法は人命や財産の軽視で憲法違反ではなからうかと思って放射線許容量のきめ方がどうなっているのか尋ねているのだ。

西園寺 この裁判は原告本人訴訟であることを理解してほしい。被告は、前回提出の「意見書」の中で「原告らは漫然と長期間にわたって釈明に終始している」などのべているが、けしからんことである。

私たちは昭和53年9月に提訴したが、被告は、私たちが無知で、感情的で、特定のイデオロギーに躍らされている、とまで云った。

しかし、そんなことで13年も斗ってこれるでしょうか。その間には、住民が逮捕されることも何度もあったし、関係する裁判も15件に達している。

なぜ13年間も斗ってこられたのか。それは、被告のこれまでの主張の間違いが事実で明らかになってきたから。スリーマイル島原発事故が起こると、それまでの「絶対安全」は「ほぼ安全」に変わった。また伊方でも、事故は15回も起こったし、住民が自分らで進めている海洋調査では、大規模な環境破壊が明らかになっている。また、私たちが観測しているムラサキツユクサの赤い変色も、原発の周辺で増加している。

アメリカで事故が起これば「日本では」と云うし、国内のよその原発で事故があると、「伊方では」と言訳をする。安全審査会長の内田さんは私たちに「伊方の人たちだけでなく全国民のための安全審査をやっている」と胸を張っていたが、どうなっているのか。

私たちのまわりでは「裁判やると家がつぶれる」と、勝っても負けても裁判はやるものでないという考え方が強い。その中で私たちは、国や行政が全く取り合わないの、止むを得ず裁判に訴えてきた。

岩谷裁判官の忌避問題の決着がついた後、裁判長らとの話し合いの席で、口頭だけではいかんのかと尋ねたところ、裁判長らは「箇条書きでいいから準備書面を出してほしい」ということだった。また渡辺前裁判長も「被告にさきに主張してもらおうが、分らんことはどんどん釈明してほしい」と云っておられた。ところが、合計155項目の求釈明に答えるのに、被告は、始めは1ヶ月、ついで5ヶ月、そして最後には1年もかかる始末。ぜひ釈明

の督促をしてほしい。

私たちが弁護士さんに頼まずにやっているのは、けっして何か事を起こそうとしているのではない。地元では適当な弁護士さんが見当たらないし、一号炉をお願いしている大阪や京都の弁護士さんに頼めば、おそらく引き受けていただけだと思う。しかし、これまで、無報酬でお願いしてきておいて、さらにそれ以上というのは、とてもできなかった。その代り、誰にも分る裁判をやろうと決心して踏み切った次第。どうか私たちの意を十分に汲んでいただきたい。

裁判長 疲れたから一服しましょう。

(15分休憩後再開)

裁判長 被告の方は何か?

国側 従来通りで

裁判長 前回から懸案になっている求釈明の取扱いについて、一生けんめい勉強したが、まだ完全に答えられそうもない。しかし、原告側から昨年10月22日付で出されている求釈明事項については、およそ次の四つに分類できるように思う。

①安全審査報告書の内容に関する17項目

②使用済燃料についての3項目

③被告準備書面についての12項目

④他の原子炉の経験をどのように考慮したか、ということについての11項目。

このうち、①については、審理にとって非常に重要と思うので、被告の考えを是非答えてほしい。

②については、被告は、安全審査の対象外だから答えない、と云っているようだが。

国側 その通り。

裁判長 そうなら原告側は、求釈明でなく対象外だという被告の主張の非を主張してほ

しい。また被告は、釈明が必要かどうか裁判所が判断するよう求めているが、各事項について、民事訴訟法に基いて判断を示せということなのか?

国側 これ以上釈明が続くのは困るので、裁判所の判断を求めている。

裁判長 ただ、原告が知りたいと云っていることと、裁判所が知りたいということとは別、ということを理解してほしい。裁判所が必要かどうか判断せよ、と云っても現状では無理である。人間は誰も完全でないのだから、あいまいさが残ることや、少々の無駄があることはやむを得ないと思う。

国側 そういうことであれば、原告側は主張を出しながら、それと関連して求釈明をやってほしい。

裁判長 それは裁判所も云いたかった。

西園寺 もともと釈明は、1号炉裁判のように、口頭でやればすぐすむのに、一々文書でと被告がぶるので、こんなに長びくのだ。

裁判長 結論として、被告は、②の項目以外については簡単でいいから答えてほしい。

国側 すでにこれまでの主張で明らかだ。

裁判長 多少重複して無駄があっても、かえって審理を早めると思う。

国側 裁判所の意見に従って検討したい。ただ、釈明だけで主張に入らないのは困る。

裁判長 それはそうだ。前裁判長が「まず被告の主張から」と云ったのは、安全審査の資料を持っているのは被告だから、と考えたからと思う。そろそろ原告側も主張を出して欲しい。

国側 準備書面を書こうと思って尋ねているのに答えないというのは、書かせまいとしているとしか思えない。

裁判長 それは分るが、原告らの頭の中は裁判所や被告には分らないから、完全なものなくていいから、書面にして出してほしい。

国側 釈明していることは簡単なことばかりだから、口頭で答えれば問題は無い。

裁判長 時期と内容を見て、口頭の釈明も考えてもいいと思っている。ただ、はっきり云って、被告の代理でここにいる人たちは専門家でないから、慎重を期して文書で、というの分る。

西園寺 たとえば、原子炉規制法24条1項4号は「法的概念だ」などと云われると、それはどういうことかと、シロウトの私たちは聞かざるを得なくなる。そうしたことも釈明がくり返される原因である。

国側 裁判所は、どの項目に答えよと云われるのか。

裁判長 原告は「どうなのか」と尋ねているのだから、一応、全項目に答えてほしい。個々の事項について、尋ね方に問題があればそれを指摘してもらえばよい。

国側 検討する。しかし、あくまで文書で。

裁判長 口頭で求めることもありますよ。

原告側 今日は準備書面を用意してきたがどうしましょう。

裁判長 まだ勉強中なので次回にしてほしい。次回は9月16日に。

閉廷後の総括集会では、原告らの奮闘で、充実した弁論が展開できたことを喜び合い、「まじめに取り組もうとしている新裁判長の姿勢は評価できる。しかし、裁判所の出方に一喜一憂することなく、国の内外で進展する有利な状況を活用しながら、分り易い裁判で国側を追いつめよう」と申し合わせて散会。